

令和6年度 学校いじめ防止基本方針



鹿島ふれあい学園
松江市立鹿島中学校

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条より）

II 本校のいじめ防止基本方針

- 1 全教育活動を通じた人権教育と体験活動の充実
- 2 豊かな情操を養う教育の推進
- 3 思いやりの心を基調としたコミュニケーション能力の育成

III いじめの未然防止に向けた取組

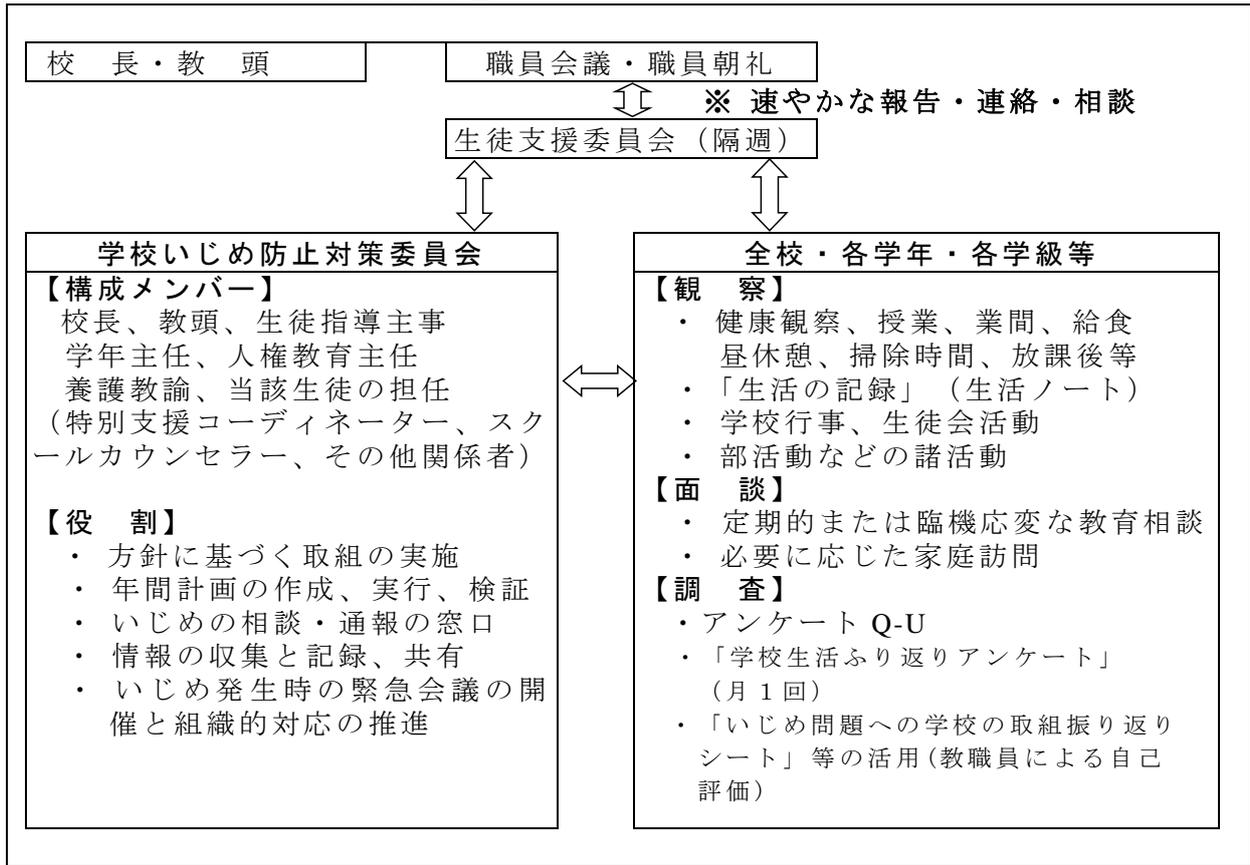
いじめの原因

不安や葛藤 劣等感 ねたみ 現実逃避
いろいろな欲求不満 心理的ストレス（学校・家庭）
自己顕示欲 排他的な気持ち 好き嫌い
軽率さ 人ごと感覚 等

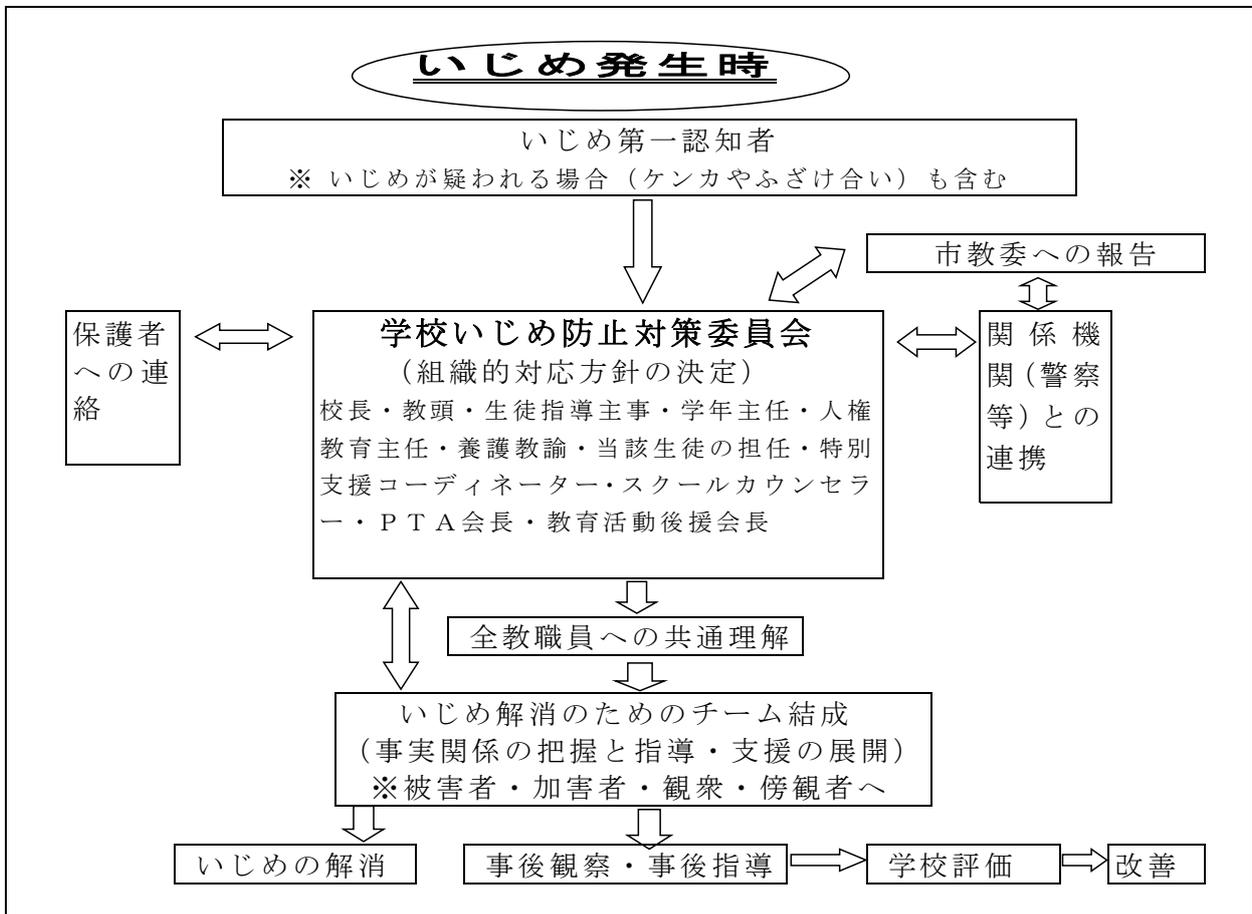
人権教育を推進し、生徒一人一人の自尊感情を高めるとともに、いじめを許さない環境づくりに努める。

- ◇ 教職員のいじめに係る研修の実施と充実（教職員の資質の向上）
 - ・特別な支援や配慮が必要な生徒への対応
- ◇ 学校評価におけるいじめ防止等のための取組状況の評価項目への位置づけ（実施状況の把握と振り返り）
 - ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携
- ◇ 「わかる」「できる」など、学ぶ喜びや楽しさが実感できる授業の実践（教師の授業力向上）
- ◇ みんなで考える学級活動の実践
（話し合い活動の充実・個々の持ち味を発見する活動の実施）
- ◇ 自治的能力を育てる生徒会活動の充実（実践力の育成）
- ◇ 自己有用感を育む学校行事の充実（体育祭・文化祭等の充実）
- ◇ 心を育てる道徳教育の推進（道徳の時間の充実）
- ◇ 食育の推進（心が安らぎ、心が通い合う給食の時間の充実）
- ◇ 教育相談の充実（個人面談等の計画的実施）
- ◇ 情報モラル教育の充実（インターネット等の正しい使い方の学習）
- ◇ 保護者・地域との連携（学校いじめ防止基本方針のホームページへの掲載を含む周知や学校公開日等の計画的実施）

IV いじめ早期発見のための取組



V いじめへの組織的対応



<いじめの「解消」の定義>

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害を受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

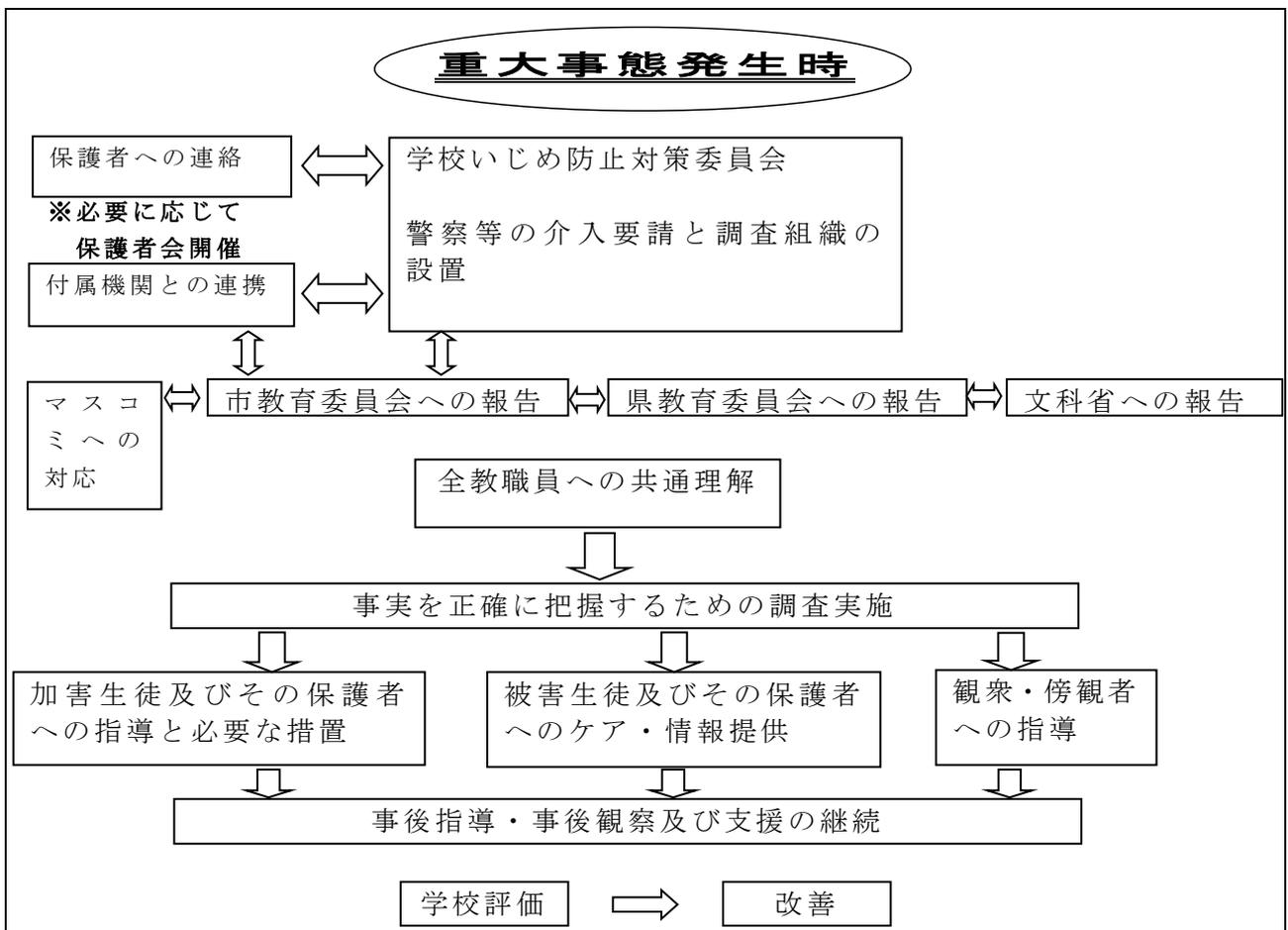
VI 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

○いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき 具体例として

- ・自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより生徒が相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



VII 相談窓口

校内 (82-0318)

小澤正則(教頭) 野津佑介(生徒指導主事) 藤井紗江(養護教諭)

校外 **松江市**

○松江市いじめ相談電話ホットライン(いじめホットライン)
生徒指導推進室内(55-5048)※コールしよう
受付時間 平日9:00~17:00

○その他相談窓口

生徒指導推進室(55-5652)
青少年相談室(いじめ相談電話 21-7867)
青少年支援センター(0800-200-2700)
人権男女共同参画課(学校人権教育係 55-5425)
こども家庭支援課(55-5484)
市民生活相談課(伺います係 55-5126)

島根県

○いじめ相談テレフォン
0120-779-110 ※なかななくていいぜ
受付時間 24時間(年間)

○24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310 ※なやみいおう
受付時間 24時間(年間)